◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
第232号
# 地理的表示メールマガジン
令和7年10月17日
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

■■■　目　次　■■■

１．GI法施行規則の一部改正とGIマーク活用ガイドラインの更新のお知らせ
２．JALふるさと納税サイト「GI産品特集」の公開
３．GI産品の購入先まとめサイトのお知らせ
４．登録の申請の公示及び登録の申請の事実の公示について

## １．GI法施行規則の一部改正とGIマーク活用ガイドラインの更新のお知らせ

令和7年10月3日付で、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行
規則（GI法施行規則）を一部改正いたしましたのでお知らせいたします。
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-210.pdf

改正内容は以下の2点です。
〇GIマークの新様式追加
追加された様式： GIマーク　カラー（グラデーション無し）
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html
これに伴い、「GIマークの活用促進に向けた使用方法のガイドライン」も
改訂いたしましたので、改めてご確認いただければと思います。
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/pdf/doc11.pdf

〇登録申請等に係る別記様式の改正
新様式：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/process/index.html
（様式集＞特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則様式）

## ２．JALふるさと納税サイト「GI産品特集」の公開

JALふるさと納税サイトにおいて、GI産品特集ページが公開されましたので
お知らせいたします。
JALふるさと納税サイト特集ページ： https://furusato.jal.co.jp/lp/2510_gi/

JALふるさとアンバサダーが実際に生産地を取材した、GI産品の魅力が伝わる
特集となっておりますので、ぜひご覧ください。
生産者・地方自治体関係の皆様、GI産品を返礼品とする際に、本物の証として
GIマークの商品写真への表示、GI制度の説明文の掲載をぜひご検討ください。
※記載方法や内容でお困りの際は知的財産課GI担当（03-6744-2062）まで
お気軽にご相談ください。

---

## ３．GI 産品の購入先まとめサイトのお知らせ

---

GI 産品を扱うオンラインショップや生産者の皆様の直販ページ、ふるさと納税サイトなど、GI 産品が購入できる場所や Web ページについて、JGIC のホームページに一覧でまとめ、紹介しております。ぜひご活用ください。

GI 産品を購入できるサイトのご紹介(JGIC HP)： https://www.jgic.jp/sales.html

当サイトにおいて、GI 産品の購入先情報を追加・更新したい場合には JGIC までお問い合わせください。
日本地理的表示協議会（事務局：一般社団法人食品需給研究センター）
TEL：03-5567-1991

---

## ４．登録の申請の公示及び登録の申請の事実の公示について

---

令和 7 年 9 月 19 日に、「淡路島手延べそうめん」について登録の申請の公示をしました。
また、令和 7 年 9 月 29 日に、「ナムドークマイ シートーン ピッサヌローク マンゴー」「ホームトン ノンブアデーン バナナ」「ペッチャブーン スイート タマリンド」について登録の申請の事実の公示をしました。

地理的表示法に基づき、登録の申請があったときは、農林水産省ホームページ内で「登録の申請の事実の公示」を行います。申請については必要に応じて補正を求め、補正が行われると、「登録の申請の公示」を 3 か月間行います。申請の公示期間終了後、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否が決定されます。

公示等情報の詳細、現在申請の公示中の産品については、以下のホームページからご確認ください。
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

GIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGI
[地理的表示メールマガジン]
発行：農林水産省輸出・国際局知的財産課
住所：〒100-8950　東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話番号：03-3502-8111（内線 4284）
FAX：03-3502-5301
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html
メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら
https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html
GIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGI